

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の構造、産業構造及び中小企業者の実態等

■人口の推移、人口構成

平成 30 年 4 月 1 日現在、太地町の人口は、3,171 人（男性 1,433 人、女性 1,738 人）、世帯数は、1,624 世帯である。国勢調査に基づく人口の推移をみると、昭和 35（1,960）年には、4,556 人であった人口が、平成 27（2015）年には、3,087 人へと 55 年間で、約 1,500 人、割合では約 32%減少している。

国勢調査に基づく 65 歳以上の高齢者の人口は、1,287 人で高齢化率は、41.7%と全国平均や県内平均よりも高い数字となっており、生産年齢人口は、1,535 人で全体の 49.7%である。

■産業構造及び中小企業者の実態等

産業構成比でみると、第 3 次産業が約 8 割を占め、残りの約 2 割は、第 1 次産業と第 2 次産業である。太平洋に面し、リアス式海岸を有する当町は、たくさんの海産物が獲れ、それを加工する加工業者などが町内で事業を営んでいるものの、近年、事業所の閉鎖などが進んでいる。

少子高齢化や労働人口の減少、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い先端設備等へ一新させ、衰退・縮小傾向にある中小企業者・小規模事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）の飛躍的な向上を図ることが求められる。

※導入促進指針に定める労働生産性とは・・・

①営業利益、人件費及び減価償却費の合計 を ②労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）で除したもの。（〔労働生産性〕＝①/②）

(2) 目標

太地町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、生

産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性の向上を図る中小企業者・小規模事業者を後押しすることで、当町経済の活性化を図るとともに新たな雇用の場の創出など、「豊かで活力のあるまち 太地町」の創造を目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、当町経済の活性化を図るため、対象とする設備は限定せず、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

◆対象設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、当町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、太地町全域とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、当町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- (2) 設備導入に伴う人員増がある場合、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう配慮する。
- (3) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (4) 町税滞納者及び町税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。
- (5) その他、先端設備等の導入の促進に際し配慮が必要と認められる事項については、町長と協議をして決定する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。